令和７年　　月　　日

**様式①**

認可保育所整備・運営事業者募集に関する事前協議書

世田谷区長あて

事業者名

代表者名　　　　　　　　　印

所在地

１　応募に至る動機

|  |
| --- |
|  |

２　法人の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人格 |  | 認可年月日(設立) | 　　年　　月　　日 |
| 事業・運営実績 |[ ]  認可保育所１年以上 |[ ]  認定こども園１年以上 |
|  |[ ]  東京都認証保育所（Ａ型）等５年以上 |[ ]  世田谷区保育室８年以上 |
|  | [ ]  | 乳児院１０年以上 |[ ]  児童養護施設１０年以上 |
|  |[ ]  小規模保育事業又は家庭的保育事業を３年以上 |
| 財務状況 |[ ]  直近３年間の会計年度において、３年間連続して損失を計上していない |
|  |[ ]  直近期の会計年度において、いずれの年度も債務超過になっていない |
| 監査、指導検査等 |[ ]  法人及び運営している施設において、直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けていない※別途、監査結果を添付してください |
|  |[ ]  法人及び運営している施設において、直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けているが、適正な改善報告がなされている※別途、監査結果及び改善報告書を添付してください。 |
| 欠格事項に該当しないことの確認 |[ ]  法人（関連団体も含む）又はその役員が、地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない。 |
|  |[ ]  法人が、区（市）民税又は法人住民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していない、又は代表者がこれらの税金を滞納していない。 |
|  |[ ]  破産法、若しくは民事再生法の適用を受けていないもの又は受けようとしていないもの。 |
|  |[ ]  法人の役員が、地方自治法第９２条の２、第１４２条、第１６６条及び第１８０条の５に該当しない。 |
|  |[ ]  法人（関連団体も含む）叉はその役員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものではない。 |

３　提案物件の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 世田谷区 |
| 提案物件 | 建物（　　階建ての　　階部分）【その他の階の状況】 |
| 権利関係 |[ ]  自己所有 |[ ]  賃貸借 |
|  |[ ]  購入予定（　　年　　月頃） |

４　提案する保育所の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 開設年月日 | 令和８年４月１日 |
| 定員 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | 合計 |
| 　 | 　 | 　 | 　　 |

 |
| 通常保育時間 | 午前７時１５分～午後６時１５分※日曜日、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く月曜日から土曜日まで実施すること |
| 実施事業 | [ ] 延長保育（午後６時１５分～午後　時　　分）※１時間以上実施すること |
|  | [ ] 障害児保育 |
|  | [ ] 定期利用保育 |
|  | [ ] 一時預かり事業 |
|  | [ ] 産休明け保育（生後５７日目～）※０歳児保育を実施する場合に限る |
|  | [ ] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 給食提供 | [ ] 自園調理　　[ ] 外部委託　　[ ] 外部搬入 |
| 建物構造等 |  |
| 建築面積 | 　　　　　　　　㎡ | 延床面積 | 　　　　　　　㎡ |
| 平面図 | ※別途添付してください。 |
| 建物・設備 |[ ]  認可保育所の整備・運営にあたり、関係法令および都・区等の条例など、関係規定の基準を満たしている。 |
|  |[ ]  「消防法」及び関係法令の基準を満たしており、管轄の消防署と事前協議を行い、その事前協議の議事録を提出することができる。 |
|  |[ ]  世田谷区の関係条例等については、区の関係部署に事前に相談し、その指示に従っている。 |
|  |[ ]  ０歳児の保育室について、１人あたり５㎡（有効面積）以上確保できている。 |
|  |[ ]  児童が実際に遊戯することができる保育所専用スペースとして、２歳以上児１人あたり３．３㎡以上確保できている。 |
|  |[ ]  保育所敷地内に、保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車駐輪場、ベビーカー置場を設ける。 |
|  |[ ]  保育所敷地内に、給食の材料搬入や緊急時等に利用する駐停車スペースを設ける。 |
| 事業の継続性 | [ ] 　 | 経営状況等の悪化や賃借する物件の抵当権の実行等により、保育施設を閉鎖しなければならない場合の在籍児の処遇について、具体的な対応を考えている。 |
| 貸付制度の利用 |[ ]  区から貸付を受ける予定である。 |
|  |[ ]  福祉医療機構から貸付を受ける予定である。 |
|  |[ ]  その他金融機関等から貸付を受ける予定である。 |
| 人材確保・育成 | 施設長候補者 | （氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（年齢）　　 |
|  |  | 【経歴】 |
|  | 主任候補者 | （氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（年齢） |
|  |  | 【経歴】 |
|  | 【職員配置】【人材確保の方法等】 |